

揮発性有機化合物排出抑制設備に関する  
税制優遇措置・特別融資制度について  
—お知らせ—

平成 17 年 2 月  
環境省環境管理局大気環境課

1. 平成 17 年度より、揮発性有機化合物排出抑制設備について、下記の税制優遇措置が受けられることとなります。

- 所得税・法人税 初年度の特別償却 . . . . . 14%
- 固定資産税 課税標準 . . . . . 1/6 ※
- 事業所税 資産割の課税標準 . . . . . 1/4

※既存の処理装置に代えて設置するもので効果が著しく高いものについては、固定資産税の課税標準は 1/2

具体的内容については、今後の国会審議を経て、税制関係法令を改正し、規定することとなります。

2. 平成 17 年度より、下記の政策金融機関が行う特別融資の対象に、揮発性有機化合物排出抑制設備が追加されます。

- 日本政策投資銀行 政策金利Ⅱ（中小企業等は政策金利Ⅲ）  
※法規制値の 90%以下の処理に限定
- 中小企業金融公庫 特別利率③
- 国民生活金融公庫 特別利率③